

京都市告示第474号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 平成23年3月27日 午後4時
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山ノ内16号線	右京区山ノ内瀬戸畑町1番地の41地先から	旧	メートル 296.20	メートル 1.40 ~ 6.70
	同町46番地の53地先まで	新	300.10	5.60 ~ 8.40
山ノ内153号線	右京区西院小米町37番地の1地先から	旧	16.50	6.30 ~ 8.30
	同区西院四条畑町1番地の5地先まで	新	16.50	4.50 ~ 4.55
山ノ内154号線	右京区西院小米町37番地の13地先から	旧	78.00	6.50 ~ 14.10
	同区西院日照町56番地地先まで	新	78.00	5.80 ~ 14.10
山ノ内歩1号線	右京区山ノ内養老町2番地の1地先から	旧	79.70	3.80 ~ 4.80
	同区山ノ内中畑町58番地の2地先まで	新	79.70	3.80 ~ 4.70

山ノ内歩2 号線	右京区西院四条畑町1番地の5地先から	旧	45.40	3.00 ~ 4.00
	同町1番地の16地先まで	新	45.40	2.95 ~ 3.94

(建設局土木管理部道路明示課)